

## 八郎湖水質保全シンボルキャラクター使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「八郎湖水質保全シンボルキャラクター」（以下「キャラクター」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

### (権利の帰属)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、八郎湖水質対策連絡協議会に帰属する。

### (使用の目的)

第3条 キャラクターは、八郎湖の水質保全活動を県民に親しみのあるものとするを目的として使用する。

### (使用の申請等)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、八郎湖水質連絡対策連絡協議会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出(様式第2号)のみとし、この限りではない。

- (1) 秋田県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 秋田県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、会長が適当と認めたとき。

2 使用できるキャラクターデザインは別紙のとおりとし、デザインを加工したい場合は、予め会長に協議すること。

### (使用の承認)

第5条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
  - (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
  - (3) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされるおそれのあるとき
  - (4) その他、会長がキャラクターの使用について不適當と認める場合
- 2 前項の承認は、キャラクター使用承認書(様式第3号)をもって行うものとする。
- 3 会長は、キャラクターの使用を承認するにあたって、必要な条件を付することができる。

### (使用者の責務)

第6条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、キャラクターを使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する事項に従うこと。

(2) 承認に基づくキャラクターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならないこと。

(3) 承認にかかる物品等の完成品の提出を速やかに行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出を持って代えることができるものとする。

(承認内容の変更申請)

第7条 使用者が承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用承認変更申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を求めるものとする。

2 前項の承認は、キャラクター使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行う。

3 使用者は変更申請の承認後も、前条を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第8条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、キャラクター使用物品の回収を求めることができる。この場合、使用者に損害が生じても会長はその責めを負わない。

(1) 使用承認申請書の記載内容に虚偽があるとき

(2) この要綱に違反したとき

(3) 使用承認に付した条件に違反したとき

2 前項の承認の取り消しは、キャラクター使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターに使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年2月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。